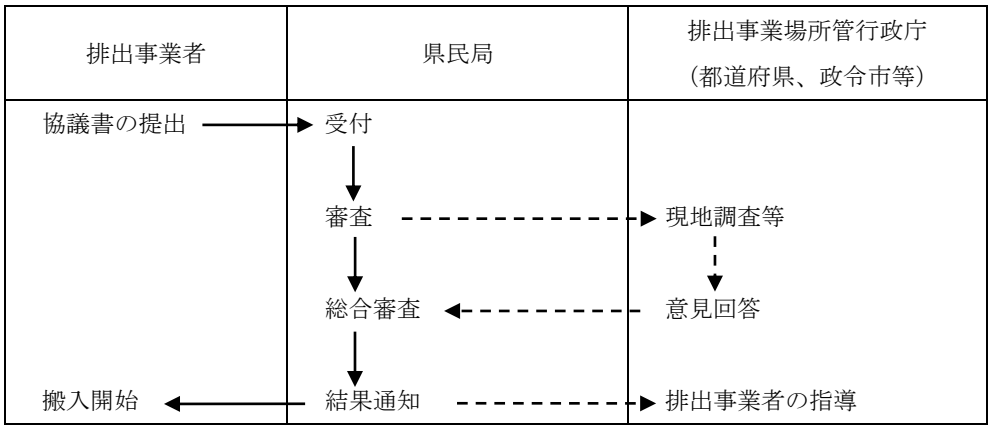
産業廃棄物の県内搬入事前協議制度について

1　本制度の根拠及び趣旨

岡山県では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和 52 年岡山県規則第 61 号。以下「細則」という。）第 20 条の規定により、岡山県外の事業場から排出される産業廃棄物を県内で処分する場合に、排出事業者は搬入に先立ち事前協議を行い、承認を得るものとしております。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の４の２第１項又は第 15 条の４の３第１項の規定による環境大臣の認定に係るもの、再生利用個別指定に係るもの、低濃度 PCB 廃棄物、廃プラスチック類又は金属くず（これらのうち廃タイヤに限る。）、廃石綿等並びに PFOS・PFOA 等を含む廃消火器及び廃消火薬剤を除きます。）

これは、県内に搬入しようとする産業廃棄物を事前にチェックすることにより、適正処理に万全を期そうとするものです。

2　事前協議のながれ



※点線部については必要に応じて実施

3　手続の方法等

事前協議は、排出事業場ごとに、搬入先の処分業者を所管する県民局で行ってください。

(1) 事前協議者は、「排出事業者」です。

事業場の長等が行う場合は、委任状（法人等の代表者から事業場の長等へ当該事前協議の手続等を委任した旨を記した書面）を添付してください。

ただし、協議書に添付する産業廃棄物処分委託契約書等の契約者が事業場の長等である場合（当該協議者が産業廃棄物の処理に関する権限を有する場合に限る。）には、委任状を省略することができます。

(2) 協議に必要な書類

① 産業廃棄物の県内搬入処分事前協議書（様式第 14 号）

② 当該産業廃棄物が６(1)に該当する場合には、分析証明書及び誓約書（誓約書は分析を省略する場合に限る。）

③ 産業廃棄物の排出工程図（生産・排出工程のフローシート等）

④ 当該産業廃棄物の収集運搬、処分に関する処理業者との契約書の写し

⑤ その他知事が必要と認める書類（事業概要書（パンフレット等で当該事業場の概要が分かるもの））

※ その他協議の内容に応じて追加書類（安全データシート、使用原材料一覧表（当該産業廃棄物の発生に係るもの）、当該産業廃棄物の写真等。）の提供を求める場合があります。

(3) 承認期間

新規　２年

更新　５年又は２年

(4) 協議の時期

県内に搬入しようとする日の１か月前までに行ってください。なお、事務処理にこれ以上の期間を要する場合もありますので、必要に応じて７の窓口にお問い合わせください。

(5) 提出部数

正本・副本各１部（承認後、副本に承認印を押印したものを返送します。受付時に受付印のみを押印した副本をご希望の場合は、別途、追加で１部副本をご準備ください。）

4　更新の協議

事前協議の承認の期間の限度は原則５年ですが、承認の日又は直近の更新の日以降において、県内に搬入した産業廃棄物の処理につき、法令の違反を理由とした行政処分等を受けた排出事業者は２年であり、その更新を行おうとする場合は、承認の有効期限までに更新の協議を行い、承認を得なければなければなりません。

手続きの方法は、最初に行った事前協議と同様です。(３(2)の書類に加え、承認通知書の写し又は、承認印を押印した事前協議書（鑑及び別紙）の写しの他、協議前の承認期日終了日の１か月前より遅れて協議が行われた場合は、遅延理由書（様式自由。要押印）を添付)

なお、更新協議の承認日が協議前の承認期間終了日後となる場合、協議前の承認期間終了日の翌日から更新協議が承認されるまでの間は、更新協議に係る産業廃棄物の搬入はできません。

5　変更の協議

搬入の期間等、次に掲げる事項を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の協議を行い、承認を得なければなければなりません。

手続きの方法は、最初に行った事前協議と同様です。

①　岡山県に搬入する産業廃棄物の量（減量する場合を除く。）

②　当該産業廃棄物を搬入する期間（短縮する場合を除く。）

③　当該産業廃棄物を排出する施設

④　当該産業廃棄物の収集運搬又は処分の委託先及び処分方法

⑤　当該産業廃棄物の排出に係る原材料、生産工程、排出工程等

(1) 協議に必要な書類

①　産業廃棄物の県内搬入処分変更協議書（様式第 14 号の２）

②　当該産業廃棄物が６(1)に該当する場合には、分析証明書及び誓約書（誓約書は分析を省略する場合に限る。）

③　産業廃棄物の排出工程図（生産・排出工程のフローシート等）

④　当該産業廃棄物の収集運搬、処分に関する処理業者との契約書の写し

⑤　その他知事が必要と認める書類（事業概要書（パンフレット等で当該事業場の概要が分かるもの）

※　その他協議の内容に応じて追加書類（安全データシート、使用原材料一覧表（当該産業廃棄物の発生に係るもの)、当該産業廃棄物の写真等。）の提出を求める場合があります。

なお、既に承認を得た事前協議書に添付された書類のうち、変更のないものは添付を省略することができます。

(2) 協議の時期

県内に搬入しようとする日の１か月前までに行ってください。なお、事務処理にこれ以上の期間を要する場合もありますので、必要に応じて７の窓口にお問い合わせ下さい。

(3) 提出部数

正本・副本各１部（承認後、副本に承認印を押印したものを返却します。受付時に受付印のみを押印した副本をご希望の場合は、別途、追加で１部副本をご準備ください。）

6　産業廃棄物の分析について

(1) 分析証明書の添付が必要な産業廃棄物

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん及びこれらを処分するために処理したもの並びに自動車等破砕物

(2) 分析者

①　ダイオキシン類以外

公共機関（国又は地方公共団体）又は公益財団法人岡山県環境保全事業団

②　ダイオキシン類

計量証明事業者として都道府県知事の登録を受けた者のうち、特定計量証明事業者の認定を受けている者

(3) 分析項目及び分析方法

別表のとおり

(4) 分析証明書の有効期限

①　ダイオキシン類以外　６か月以内

②　ダイオキシン類　１年以内

7　事前協議の窓口

事前協議の窓口は、搬入先の処分業者を所管する県民局です。

県民局	担当課	所在地	電話番号	管轄区域
備前県民局	環境課	〒700-8604 岡山市北区弓之町６－１	086-233-9805	玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、吉備中央町、和気町
備中県民局		〒710-8530 倉敷市羽島１０８３	086-434-7007	笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町
美作県民局		〒708-8506 津山市山下５３	0868-23-1243	津山市、真庭市、美作市、鏡野町、美咲町、久米南町、新庄村、勝央町、奈義町、西粟倉村

なお、岡山市又は倉敷市内の産業廃棄物処分業者へ搬入する際の手続等に関するお問い合わせは、各市役所へお願いします。

・岡山市役所：岡山市産業廃棄物対策課（TEL 086-803-1303）

・倉敷市役所：倉敷市廃棄物対策課（TEL 086-426-3385）

別表　県内搬入処分事前協議に添付する分析証明書に係る産業廃棄物の種類別分析項目表

産業廃棄物の種類 / 分析項目	燃え殻		汚泥		鉱さい		ばいじん		処理物		廃油	廃酸 廃アルカリ	自動車等破砕物	
	中	埋	中	埋	中	埋	中	埋	中	埋	中	中	中	埋
水素イオン濃度指数（pH）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		●	○	○
含水率				●						●				
引火点			※	※							●			
油分（n-ヘキサン抽出物質）（注３）			◎	◎					◎	◎	●	●	○	○
アルキル水銀化合物（注７）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
水銀又はその化合物	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
カドミウム又はその化合物	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
鉛又はその化合物	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
有機燐化合物		○	○	○		○		○	○	○	●	●		
六価クロム化合物	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
砒素又はその化合物	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
シアン化合物		●	●	●		●		●	●	●	●	●	●	●
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
トリクロロエチレン		△	△	○		△		△	△	○	▲	▲		
テトラクロロエチレン		△	△	○		△		△	△	○	▲	▲		
ジクロロメタン		△	△	○		△		△	△	○	▲	▲		
四塩化炭素		△	△	○		△		△	△	○	▲	▲		
１，２－ジクロロエタン		△	△	○		△		△	△	○	▲	▲		
１，１－ジクロロエチレン		△	△	○		△		△	△	○	▲	▲		
シス－１，２－ジクロロエチレン		△	△	○		△		△	△	○	▲	▲		
１，１，１－トリクロロエタン		△	△	○		△		△	△	○	▲	▲		
１，１，２－トリクロロエタン		△	△	○		△		△	△	○	▲	▲		
１，３－ジクロロプロペン		△	△	○		△		△	△	○	▲	▲		
チウラム		△	△	○		△		△	△	○	▲	▲		
シマジン		△	△	○		△		△	△	○	▲	▲		
チオベンカルブ		△	△	○		△		△	△	○	▲	▲		
ベンゼン		△	△	○		△		△	△	○	▲	▲		
セレン又はその化合物	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
１，４－ジオキサン		△	△	○		△		○	△	○	▲	▲		
ダイオキシン類（注 10、11）	●	●	▲	▲			●	●	▲	▲	▲	▲	▲	▲

（注）

1　含有量試験は、平成 24 年８月環境省水・大気環境局、底質調査方法（廃酸、廃アルカリについては、昭和 48 年環境庁告示第 13 号）等による。なお、油分の含有量は現物当たりとする。

2　溶出試験は、昭和 48 年環境庁告示第 13 号第２（検液作成方法は同第１の１　埋立処分（海面埋立処分を除く。）に係るもの、pH についてはこの溶液をガラス電極法（JISK0102）で測定）による。

3　油分の溶出試験については、昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表４による。

4　「中」は中間処理を、また「埋」は埋立処分を意味する。

5　「○」及び「△」は溶出試験を、「●」及び「▲」は含有量試験を、また「◎」は溶出試験及び含有量試験を意味する。

6　「●」及び「▲」の含有量試験の結果、有害判定基準の 10 倍を超えるものについては溶出試験を行う必要がある。（廃油及び廃酸・廃アルカリ並びにダイオキシン類を除く。）

7　「アルキル水銀化合物」については、「水銀又はその化合物」が不検出の場合には分析を行う必要はない。

8　「△」及び「▲」は、使用原料、製品製造工程表、産業廃棄物排出過程等から分析対象物質を含まず性状が安定している産業廃棄物であることを明らかにした書類及び誓約書を提出させることにより分析を省略することができることを意味する。

9　「※」は、含油汚泥（油分５％以上）の引火点の分析の必要性を意味する。

10　ダイオキシン類の分析の対象とする産業廃棄物は、燃え殻、汚泥、ばいじん、廃油、廃酸、廃アルカリ及びこれらを処分するために処理したもの並びに自動車等破砕物であり、これらのうちダイオキシン類対策特別措置法第２条第２項に規定する特定施設から排出されるものその他ダイオキシン類が含まれるおそれがあるものに限る。

11　ダイオキシン類の分析方法は、平成４年厚生省告示第 192 号第１号による。